

4 居宅生活支援費（デイサービス）設定のイメージとその構成要素等（案）

1 基本イメージとその構成要素

<p>○デイサービスに係る費用</p> <ul style="list-style-type: none">・指導員・介護職員等の人件費等
<p>○施設運営に係る基本的管理経費等</p> <ul style="list-style-type: none">・人件費等（管理事務相当分）・光熱水費・燃料費・消耗品費・備品費・その他の事務管理経費
<p>○施設・設備整備の設置者負担分の減価償却相当</p>

+

加算等

<p>○給食サービス加算</p> <ul style="list-style-type: none">・給食サービスに係る人件費等
<p>○入浴サービス加算</p> <ul style="list-style-type: none">・入浴サービスに係る人件費等
<p>○送迎サービス加算</p> <ul style="list-style-type: none">・送迎サービスに係る人件費等

- ② 知的障害者
 基本型
 重介護型
 任意選択事業
 給食サービス
 入浴サービス
- 基本事業 + 給食サービス加算
 入浴サービス加算
 送迎サービス加算
- ③ 児童 → 基本事業 + 送迎サービス加算

○ 施設・設備整備の設置者負担分の取扱い

デイサービスに通常要する費用として、施設整備・設備整備の国庫補助基準額4分の1相当に係る減価償却相当額を支援費に算入する。

○ 人件費引当金相当額の算入

デイサービスに通常要する費用として、人件費引当金相当額を算入する。

5 居宅生活支援費（短期入所）設定のイメージとその構成要素等（案）

1 基本イメージとその構成要素

- 短期入所サービスに係る費用1
 - ・指導(支援)員・介護職員・看護師等の人件費等

-
- 短期入所サービスに係る費用2（1以外の費用）
 - ・栄養士・調理員の人件費等
 - ・健康管理等経費

-
- 施設運営に係る基本的管理経費等
 - ・管理者・事務員等の人件費等
 - ・保守管理経費
 - ・光熱水費・燃料費
 - ・消耗品費・備品費
 - ・その他の事務管理経費

-
- 施設・設備整備の設置者負担分の減価償却相当

2 基本的な取扱い

○ 支援費の単位

支援費の算定単位は1日単位とし、障害児及び知的障害者の日中受け入れについては、利用時間に応じた区分ごとに算定単位を設定する。

障害児及び知的障害者の日中受け入れの区分

- | | |
|-----------------|---------|
| ・ 4 時間未満 | 1 / 4 日 |
| ・ 4 時間以上 8 時間未満 | 2 / 4 日 |
| ・ 8 時間以上 | 3 / 4 日 |

○ 重度障害者等への対応

重度障害者や重複障害者も適切に利用できるよう、障害の程度等に応じて3区分を設けることとする。

障害程度区分による支援費の格差は、短期入所サービスに係る費用1（支援員、介護職員等の利用者の直接支援に必要な人件費等）の差により設けることとする。

ただし、別に、重症心身障害児等が医療機関を利用する場合の単価を設定する。

○ 地域差の反映

施設訓練等支援費と同様、人件費等の水準が同じような地域ごとに区分を設けることとする。

- ① 地域差は、国家公務員給与の調整手当の支給割合に準じて設けるものとする。
- ② 地域区分は、施設訓練等支援費と同様、人事院規則9-49「調整手当」別表第1等による5区分による。

○ 施設・設備整備の設置者負担分の取扱い

施設支援に通常要する費用として、施設整備・設備整備の国庫補助基準額4分の1相当に係る減価償却相当額を支援費に算入する。

○ 人件費引当金相当額の算入

施設支援に通常要する費用として、人件費引当金相当額を算入する。

○ 送迎サービス

短期入所の利用を円滑に進めるため、送迎サービスに対する加算制度を設けることとする。

6 居宅生活支援費（地域生活援助）設定のイメージとその構成要素等（案）

1 基本イメージとその構成要素

○地域生活援助に係る費用
・世話人の人件費等

2 基本的な取扱い

○ 支援費の単位

支援費算定の単位は、現行の取扱いと同様、1月を単位とする。

○ 重度障害者等への対応

重度障害者や重複障害者も適切に利用できるよう、障害の程度等に応じて2区分を設けることとする。

障害の程度に応じた支援費の格差は、地域生活援助に係る費用（世話人の人件費等）の差により設けることとする。

○ 地域差の反映

施設訓練等支援費と同様、人件費等の水準が同じような地域ごとに区分を設けることとする。

① 地域差は、国家公務員給与の調整手当の支給割合に準じて設けるものとする。

② 地域区分は、施設訓練等支援費と同様、人事院規則9-49「調整手当」別表第1等による5区分による。

○ 人件費引当金相当額の算入

地域生活援助に通常要する費用として、人件費引当金相当額を算入する。

7 身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額(案)

- 1 指定施設支援に要する費用の額は、別表第1身体障害者指定施設支援費単価表1により算定した額に別表第2に定める率を乗じ、2から4を加えて算定するものとする。ただし、月の途中で入所又は退所(入院を含む。)した入所者に係る当該月の分の指定施設支援に要する費用の額は、以下の算式により算定するものとする。

$$\left(\text{別表第1の1(4を除く。)} \text{により算定される額} \times \frac{\text{当該月の入所日数}}{\text{当該月の日数}} + \text{別表第1の1(4)により算定される額} \right) \times \text{別表第2に定める率}$$
$$+ \text{別表第1の4により算定される額} \times \frac{\text{当該月の入所日数}}{\text{当該月の日数}} + \text{別表第1の2及び3により算定される額}$$

- 2 前号の規定により指定施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

※ 今回お示しする仮単価は、今年度の人事院勧告(△2.03%等)等を考慮していないものであり、今後の予算編成過程において、変動することが見込まれるものである。

別表第1

身体障害者指定施設支援費単価表

1 身体障害者施設訓練等支援費(1月につき)

イ 身体障害者更生施設支援費(内部障害者更生施設を除く。)

(一) 定員規模(通所による入所者の定員を除く。ホを除き以下同じ。)が40人以下の施設

- (1) 区分A 349,000円
- (2) 区分B 303,900円
- (3) 区分C 261,100円

(二) 定員規模が41人以上90人以下の施設

- (1) 区分A 258,400円
- (2) 区分B 221,800円

- (3) 区分C 186,700円
- (三) 定員規模が91人以上の施設
 - (1) 区分A 225,800円
 - (2) 区分B 186,700円
 - (3) 区分C 167,600円
- (四) 通所による指定施設支援を提供する場合
 - (1) 区分A 93,900円
 - (2) 区分B 91,900円
 - (3) 区分C 89,900円

☐ 身体障害者更生施設支援費(内部障害者更生施設に限る。)

- (一) 定員規模が40人以下の施設
 - (1) 区分A 361,600円
 - (2) 区分B 316,400円
 - (3) 区分C 273,700円
- (二) 定員規模が41人以上90人以下の施設
 - (1) 区分A 270,900円
 - (2) 区分B 234,400円
 - (3) 区分C 199,300円
- (三) 定員規模が91人以上の施設
 - (1) 区分A 238,300円
 - (2) 区分B 199,300円
 - (3) 区分C 180,200円
- (四) 通所による指定施設支援を提供する場合
 - (1) 区分A 93,900円
 - (2) 区分B 91,900円
 - (3) 区分C 89,900円

ハ 身体障害者療護施設支援費

- (一) 定員規模が30人以上40人以下の施設
 - (1) 区分A 485,000円
 - (2) 区分B 452,100円
 - (3) 区分C 419,500円
- (二) 定員規模が41人以上90人以下の施設
 - (1) 区分A 393,200円
 - (2) 区分B 373,500円
 - (3) 区分C 353,800円
- (三) 定員規模が91人以上の施設
 - (1) 区分A 363,300円
 - (2) 区分B 343,500円

- (3) 区分C 323,800円
- (四) 定員規模が19人以下の施設(他の施設と併設等する場合)
 - (1) 区分A 441,800円
 - (2) 区分B 392,400円
 - (3) 区分C 343,100円
- (五) 定員規模が20人以上29人以下の施設(他の施設と併設等する場合)
 - (1) 区分A 353,000円
 - (2) 区分B 328,300円
 - (3) 区分C 303,600円
- (六) 通所による指定施設支援を提供する場合
 - (1) 区分A 157,900円
 - (2) 区分B 152,800円
 - (3) 区分C 147,800円

二 身体障害者入所授産施設支援費

- (一) 定員規模が40人以下の施設
 - (1) 区分A 293,800円
 - (2) 区分B 258,900円
 - (3) 区分C 216,200円
- (二) 定員規模が41人以上90人以下の施設
 - (1) 区分A 215,800円
 - (2) 区分B 194,500円
 - (3) 区分C 168,900円
- (三) 定員規模が91人以上の施設
 - (1) 区分A 171,500円
 - (2) 区分B 153,400円
 - (3) 区分C 135,800円
- (四) 通所による指定施設支援を提供する場合
 - (1) 区分A 93,900円
 - (2) 区分B 91,900円
 - (3) 区分C 89,900円
- (五) 分場による指定施設支援を提供する場合
 - (1) 区分A 118,800円
 - (2) 区分B 110,300円
 - (3) 区分C 101,900円

ホ 身体障害者通所授産施設支援費

- (一) 定員規模(分場の入所者の定員を除く。以下二において同じ。)が20人の施設
 - (1) 区分A 159,900円

- (2) 区分B 151,800円
- (3) 区分C 143,200円
- (二) 定員規模が21人以上60人以下の施設
 - (1) 区分A 129,600円
 - (2) 区分B 124,200円
 - (3) 区分C 118,500円
- (三) 定員規模が61人以上の施設
 - (1) 区分A 95,000円
 - (2) 区分B 92,700円
 - (3) 区分C 90,200円
- (四) 分場による指定施設支援を提供する場合
 - (1) 区分A 118,800円
 - (2) 区分B 110,300円
 - (3) 区分C 101,900円

注

- (1) 1については、指定身体障害者更生施設等において、指定施設支援(旧措置入所者に対して行われるものを除く。)を行った場合に、施設の種別及び定員等に従い、入所者の障害程度区分に応じて、それぞれ所定額を算定する。
- (2) 旧措置入所者については、指定身体障害者更生施設等において、指定施設支援を行った場合に、旧肢体不自由者更生施設、旧視覚障害者更生施設及び旧聴覚・言語障害者更生施設の入所者についてはイの区分Cの額を、旧内部障害者更生施設の入所者についてはロの区分Cの額を、旧重度身体障害者更生援護施設の入所者についてはイの区分Aの額を、旧身体障害者療護施設の入所者については、ハの区分Bの額を、旧身体障害者授産施設の入所者についてはニの区分Cの額を、旧重度身体障害者授産施設の入所者についてはニの区分Aの額を、旧身体障害者通所授産施設の入所者についてはホの区分Bの額を、旧通所事業入所者についてはそれぞれ通所している施設種類の通所による指定施設支援を提供する場合の区分Bの額を、旧身体障害者療護施設通所型の入所者についてはハの(六)の区分Bの額を、旧分場の入所者についてはそれぞれ通所している施設種類の分場による指定施設支援を提供する場合の区分Bの額をそれぞれ算定する。
 ただし、旧措置入所者が施設支給決定身体障害者となったときは、注(1)により算定する。
- (3) 専ら当該指定身体障害者更生施設又は当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事等に届け出た指定身体障害者更生施設(イ及びロの(一)、(二)及び(三)に限る。)又は当該指定身体障害者療護施設(ハの(一)、(二)及び(三)に限る。)について、定員40人以下の施設については1人につき18,600円を、

定員41人以上90人以下の施設については1人につき11,100円を、定員91人以上の施設については1人につき5,600円を加算する。

- (4) 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院1日につき所定額を当該月の日数で除して得た額に100分の80を乗じて得た額を算定する。ただし、入院の初日及び最終日は、算定できない。

2 入所時特別支援加算 22,500円

注

新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所日の翌月(月の初日に入所した場合は、当該月)に、当該対象者1人につき所定額を加算する。

3 退所時特別支援加算 10,700円

注

入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所による居宅生活(福祉ホームを含む。)に先立って、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号。以下「基準省令」という。)の人員に関する基準に規定する当該施設に置くべき従業者が、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。

4 ALS等支援加算(1月につき)

- | | |
|-----------------|---------|
| a 遷延性意識障害者加算 | 10,000円 |
| b 筋萎縮性側索硬化症者等加算 | 20,000円 |
| c 神経内科医加算 | 14,500円 |
| d 看護師加算 | 82,400円 |

注

- (1) aについては、医師により別に定める遷延性意識障害の症状を呈するとされた者を指定身体障害者療護施設に受入れた場合、当該対象者1人につき所定額を加算する。

※遷延性意識障害者及びこれに準ずる者
次の各項目のうち5項目以上に該当する者

(1) 自力移動の不能なもの

- (2) 意味のある発語を欠くもの
- (3) 意思疎通を欠くもの
- (4) 視覚による認識を欠くもの
- (5) 原始的な咀嚼、嚥下等の可能なものでも自力での食事
摂取不能なもの
- (6) 排せつ失禁状態のもの

- (2) bについては、医師により筋萎縮性側索硬化症等運動ニューロン疾患の分類に属する病名と診断された者(以下「ALS等障害者」という。)を指定身体障害者療護施設に受入れた場合、当該対象者1人につき所定額を加算する。
- (3) cについては、ALS等障害者を受入れ、当該指定身体障害者療護施設の職務に月に2回以上従事する神経内科医を1名以上配置しているものとして都道府県知事等に届け出た指定身体障害者療護施設については、当該対象者1人につき所定額を加算する。
- (4) dについては、ALS等障害者を受入れ、当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する看護師を基準省令第43条第2号ロに規定する員数に加えて、常勤換算方法で1名以上配置しているものとして都道府県知事等に届け出た指定身体障害者療護施設については、当該対象者1人につき所定額を加算する。

別表第2

特別区

身体障害者更生施設支援	1000分の1073
身体障害者療護施設支援	1000分の1080
身体障害者授産施設支援	1000分の1068
身体障害者通所授産施設支援	1000分の1075

特甲地

身体障害者更生施設支援	1000分の1061
身体障害者療護施設支援	1000分の1067
身体障害者授産施設支援	1000分の1057
身体障害者通所授産施設支援	1000分の1062

甲地

身体障害者更生施設支援	1000分の1036
身体障害者療護施設支援	1000分の1040
身体障害者授産施設支援	1000分の1034
身体障害者通所授産施設支援	1000分の1037

乙地

身体障害者更生施設支援	1000分の1018
身体障害者療護施設支援	1000分の1020
身体障害者授産施設支援	1000分の1017
身体障害者通所授産施設支援	1000分の1019

丙地

身体障害者更生施設支援	1000分の1000
身体障害者療護施設支援	1000分の1000
身体障害者授産施設支援	1000分の1000
身体障害者通所授産施設支援	1000分の1000

(注) 級地区分は、次によること。

- 1 特別区は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49「調整手当」別表第1の支給区分が甲地とされている地域のうち、東京都特別区をいう。
- 2 特甲地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第1及び人事院規則9-49-16(人事院規則9-49(調整手当)等の一部を改正する人事院規則)附則別表(以下「附則別表」という。)の支給区分が甲地とされている地域のうち、支給割合が100分の10とされている地域及び人事院規則9-49-16附則第6項により、地域区分が特甲地から甲地に変更となった地域並びに逗子市、大阪府忠岡町とする。
- 3 甲地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第1及び附則別表の支給区分が甲地(1及び2の地域を除く。)に属する地域及び人事院規則9-49-16附則第5項により、甲地域から乙地域に変更となった地域をいう。
- 4 乙地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第1及び附則別表の支給区分の乙地に属する地域及び人事院規則9-49-16附則第4項により、地域区分が乙地から丙地に変更となった地域並びに蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、上福岡市、富士見市、埼玉県大井町、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、藤井寺市、交野市、四条畷市、川西市、広島県府中町とする。
- 5 丙地は、特別区、特甲地、甲地及び乙地以外の地域をいう。